

## 盛岡市市税条例の一部改正について

平成12年3月28日

財 政 部

## 第1 改正の趣旨等

地方税法等の一部改正（今国会で議決予定）に伴い盛岡市市税条例の一部を改正し、個人住民税の均等割及び所得割の非課税限度額を引き上げ、平成12年度固定資産税の評価替えに伴う負担調整措置を講ずるとともに、国民健康保険税基礎課税額及び介護納付金課税額の合算額の上限額を規定するほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

## 第2 改正内容等

改 正 内 容 等		適 用 関 係
<p>1 個人住民税</p> <p>(1) 個人住民税均等割の非課税限度額の引上げ</p> <p>均等割について、合計所得金額が31万5千円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に17万1千円（現行16万2千円）を加算した金額）以下である者を非課税とする。（第27条関係）</p>		平成12年度分から適用
現 行	所得金額 ≤ 31万5千円 × 家族数（本人 + 被扶養者） + 16万2千円	
改正案	所得金額 ≤ 31万5千円 × 家族数（本人 + 被扶養者） + 17万1千円	
<p>(2) 個人住民税所得割の非課税限度額の引上げ</p> <p>所得割について、所得の金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円（現行31万円）を加算した金額）以下である者を非課税とする。（附則第3条の4関係）</p>		平成12年度分から適用
現 行	所得金額 ≤ 35万円 × 家族数（本人 + 被扶養者） + 31万円	
改正案	所得金額 ≤ 35万円 × 家族数（本人 + 被扶養者） + 32万円	

改正内容等	適用関係
<p>2 軽自動車税</p> <p>(1) 軽自動車税の非課税  地方税法の一部改正に伴い、これまで市税条例において課税免除していた日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、救急用のものを非課税とする。  (第74条関係)</p> <p>(2) 軽自動車税の課税免除  商品であって使用しない軽自動車等について、引き続き課税免除する。  (第74条の2関係)</p>	<p>平成12年度分から適用</p> <p>条例改正あり。</p>
<p>3 固定資産税</p> <p>(1) 緑資源公団が行う土地改良事業に係る納税義務者の課税の特例  緑資源公団が行う土地改良事業に係る納税義務者の課税の特例として、一時利用地に係るみなし取得の規定が創設されたことに伴い、所要の事項を加える。  (第46条関係)</p> <p>(2) 商業地等の土地に係る税負担の軽減措置  負担水準の高い商業地等の税負担の上限を現行80%から、平成12年度及び平成13年度は75%に、平成14年度は70%にそれぞれ引き下げる。  (附則第10条関係)</p> <p>(3) 不均一課税の割合の見直し  都市再開発法に基づく再開発事業のうち、高度利用地区内に建築された施設建築物の特定部分を不均一課税することとしている部分について、地方税法附則第16条第5項の減額割合が4分の1から3分の1に改正されたことに伴い、市税条例に定める不均一割合を3分の2から4分の3に改める。  (第51条の3関係)</p>	<p>平成12年度分から適用</p> <p>平成12年度分から適用</p> <p>公布の日から適用  当分の間対象物件無し。</p>
<p>4 特別土地保有税</p> <p>緑資源公団が行う土地改良事業に係る納税義務者の課税の特例  緑資源公団が行う土地改良事業に係る納税義務者の課税の特例として、一時利用地に係るみなし取得の規定が創設されたことに伴い、所要の事項を加える。  (第118条の2関係)</p>	<p>平成12年度分から適用</p>
<p>5 都市計画税</p> <p>土地に対する税負担の軽減措置の延長  平成9年度から平成11年度までの負担調整の措置を、平成12年度から平成14年度まで延長する。  (附則第16条、附則第17条、附則第17条の2、附則第18条関係)</p>	<p>平成12年度分から適用</p>



改正内容等		適用関係
6 国民健康保険税		平成12年度 分から適用
現行	改正案	
第 139条（保険税の課税額） 1 保険税の課税額は「基礎課税額」と「介護納付金課税額」とし、上限額を53万円とする。 2 基礎課税額は、所得割、資産割、均等割、平等割の合算額とする。 3 介護納付金課税額は、所得割、資産割、均等割、平等割の合算額とする。	1 上限額を削除 2 基礎課税額の合算額の上限額を53万円とする。 3 介護納付金課税額の合算額の上限額を7万円とする。	
第 147条（保険税の減額）	介護納付金課税額から減額して得た額の合算額の上限額を7万円とする。	

### 第3 施行期日

平成12年4月1日

ただし、3(3)については、公布の日から施行する。